

リスク分担表

小田原市と指定管理者のリスク分担は、次のとおりとします。ただし、次に定める事項に疑義が生じたとき又は次に定めのない事項が生じたときは、小田原市と指定管理者が協議の上、決定します。

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
施設競合	他施設との競合による収入減		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
運営リスク	行政的理由による事業変更及び不可効力による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	小規模な修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止に伴う運営リスク		○
施設・設備・備品・資料等の滅失・損傷等	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので小規模なもの（協定書の規定に基づき対応）		○
	経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので上記以外のもの（協定書の規定に基づき対応）	○	
許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
セキュリティ	管理不備又は過失による情報の漏洩、物品の盗難又は施設の損壊		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○